

(取組報告)

地区公民館の幅広い活用に向けた検討について

1 目的等

本市は、地域組織を支援する取組の一環として、地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館を『**地域のアイデアを実現できる、多様な目的で幅広く活用可能な施設**』へ移行することを検討しています。これは、地区公民館を**より幅広いニーズに対して柔軟に応えられる施設とすることで地域の活性化等につなげていく**ことを目的とするものです。

また、福祉や防災など地域課題が多様化する中、課題毎に新たな施設を整備するのではなく、**一つの施設を様々な目的で活用することで、財政負担を抑えつつ、地域課題の解決等に寄与する施設**とします。

2 検討内容

(1) 市長部局へ移管することで、福祉や防災など、より幅広いまちづくりに対応できる地域の拠点施設とします。

- ・現在、施設の所有は教育委員会ですが、平成20年から管理運営（施設管理、職員人事、研修）は協働推進課が担っており、移管において今の状況と大きく変わりはありません。
- ・施設における生涯学習事業については、これまでどおり教育委員会が管轄します。

(2) 民間事業者等への貸出や営利活動も可能となるよう利用対象範囲を拡大します。

- ・現在と同様、地区内の住民の利用を優先します。
（現在でも要件を満たせば、地区外住民も使用可能です）
- ・民間事業者等の利用や営利目的で施設を利用する際は、施設使用料を徴収します。（現在と同様、地域の住民が非営利目的で利用する際は無料とし、従来の利用者の負担増にならないよう制度を設けます）

3 検討の経過（令和4年2月以降のみ記載）

- 令和4年7月 鳥取市社会教育委員会議（公民館運営審議会）及び公民館職員からの意見聴取
8月 協働のまちづくり推進本部会議及び鳥取市市民自治推進委員会で方針案を確認
市公式ウェブサイトに検討経過等の掲載
公民館運営委員や施設利用者へ検討経過等について情報提供

4 今後の予定

施設の管理運営に必要な各種ルール（活用可能範囲、料金設定など）について関係者と協議し、令和4年度中に事業全体像（素案）を作成する予定です。